

知的財産ポリシー

崇城大学は、「産学官連携ポリシー」に基づき、研究成果を産業界・行政に広く提供することを通じて、社会の発展に寄与することとしています。その方針に基づき、生み出された知的財産を適切に保護・管理するために、基本的な考え方として「知的財産ポリシー」を定めます。

1. 知的財産の創出

- 1) 社会貢献型の研究の奨励、地域社会の問題解決等により、知的財産の創出を推進します。
- 2) 知的財産の重要性について、積極的に周知を図り、知的財産の創出を推進します。
- 3) 産学官の連携に積極的に取り組むことにより、研究活動を活性化させ、知的財産の創出を推進します。

2. 知的財産の保護

- 1) 職務発明は、適切に評価し、承継した知的財産を権利化することにより、産業界等において効率的に活用されるために、適切に保護を行っていきます。
- 2) 譲渡または実施許諾したことにより得られた収入は、発明者に規定の補償金を支払います。
- 3) 承継された知的財産は、費用対効果を考慮し、適切な維持管理に努めます。

3. 知的財産の活用

- 1) 産業界・行政等に提供し、広く社会貢献が図れるよう、情報発信に努めます。
- 2) 産業界・行政等で効率的に活用されるよう、技術移転を図ります。
- 3) 共同研究等で得られた成果の評価により、新たな知的財産の創出に繋がります。